

# 議会運営委員会会議録

平成19年11月22日(来)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:00

## ○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。市場委員から所用のため、欠席する旨の届出がっております。本委員会として、市場委員の代わりに、道祖議員に委員外議員として出席を求めることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。道祖議員、委員席のほうへお座りください。

平成19年第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○ 財政課長

補正予算案関連の議案の説明をさせていただきます。議案番号第112号から130号についての説明でございます。資料の平成19年度一般会計、特別会計補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下の方に記載しておりますように、本年度前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で、1億6,942万6千円の追加、13の特別会計で8億2,996万4千円の追加、5つの企業会計で8億5,829万8千円の追加、合計いたしまして18億5,768万8千円を追加するものでございます。2ページをお願いいたします。一般会計から主なものについて説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、総額で2億9,280万3千円を増額いたしておりますが、各税目とも現在までの実績に基づき補正をいたしております。地方交付税の普通交付税は、額の確定により減額するものでございます。繰入金の財政調整基金で財源調整のため3億9,372万9千円を減額いたしております。前年度繰越金は、当初予算計上額との差額6億7,959万3千円を追加いたしております。市債につきましては、事業費の変更などによりまして、全体で1,435万円を減額いたしておりますが、借換債につきましては高利率の公的資金の保証金免除によりまして繰上げ償還が認められましたことに伴い、借換えを行うものであります。次に、歳出でございますが、人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして1億4,144万7千円を増額いたしておりますが、増の主な要因は退職勧奨などによりまして退職金の割増し分の退職手当組合負担金3億360万円であります。減の要因は、育児休業などによりまして不用額、嘱託職員賃金の不用額などであります。3ページをお願いいたします。新産業創出支援センター空け渡し訴訟経費は議案にも提出させていただきましたが、入居許可期間が終了しているにも関わらず、立ち退きをしない入居者に対する訴訟に係る経費でございます。民生費の障がい者自立支援管理費の厚生医療給付費は、生活保護からの移行などの9月までの実績を踏まえまして、増額補正をいたしております。顕田保育所新築事業費は、老朽化いたしました顕田の2箇所の保育所を統合し、新築するための地盤調査及び設計委託料を計上いたしております。生活保護費の国庫負担金返還金は、18年度に超過交付を受けておりました国庫負担金の返還金並びに扶助費につきましては、各扶助費の前期の実績を踏まえまして、補正をいたしております。衛生費の病院事業会計補助金の増は、顕田病院の3月末の事業廃止に伴う打ち切り決算の資金不足に対応するために追加い

たすものであります。4ページをお願いいたします。農林水産業費の農村助成チャレンジ支援事業費補助金は、県の補助金を活用しまして、地元農産物を利用いたしました弁当、惣菜等の加工施設整備に対し、事業費の2分の1を補助するものでございます。みどり資源機構造林管理委託料の増は、みどり資源機構の全額負担によりまして、作業道を整備するものでございます。商工費の福岡県信用保証協会損失補償金は、債務不履行により補償協会が行いました損失補償につきまして、契約に基づき2分の1を負担するものでございます。土木費の公営住宅建設事業は、事業の進捗状況によりまして、川島公営住宅、忠隈地区改良住宅などの事業費の減額をいたしております。公債費の、市債償還元金の増は、先ほども説明いたしましたが、高利率の公的資金の保証金免除によりまして繰上げ償還が認められましたことにもなるものでございます。5ページをお願いいたします。特別会計でございますが、主なものについて説明いたします。国民健康保険特別会計の歳入で、保険税を1億1,685万8千円の減額、一般会計繰入金4,305万5千円の追加、前年度繰越金8,634万円の追加などをいたしております。また、歳出では医療費の前期の実績などを基にいたしました保険給付費の追加、老人保健拠出金、介護納付金の年間見込みによりまして減額などをいたしております。老人保健特別会計の歳出で、医療費の前期の実績を基にいたしました医療給付費の追加と支払い基金交付金返還金、歳入で医療給付に伴います財源の補正などをいたしております。6ページでございますが、介護保険特別会計の保険事業勘定では、給付費の前期の給付実績による見直しによりまして減額、介護給付費準備基金積立金の追加、18年度に超過交付を受けておりました国庫負担金などの返還金を計上いたしております。小型自動車競走事業特別会計の歳入で、受託事業収入の実績によりまして減額など、また歳出では発売経費の決算見込みによりまして補正を計上いたしております。7ページをお願いいたします。介護保険サービス事業特別会計で、前年度繰越金などの財源による運営基金積立金を計上いたしております。その他の特別会計につきましては、前期の実績などによりまして、年間所要額を見込み補正をいたしております。以上簡単ですが、一般会計、特別会計の説明を終わらせていただきます。

#### ○ 上下水道部総務課長

続きまして、企業会計補正予算の主なものについて、ご説明いたします。資料の8ページをお願いいたします。水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の452万9千円の減額は、高田簡易水道料金の減及び平成18年度に浄水施設への落雷が発生し、その災害保険料3,673万1千円の増額を計上しております。また、収益的支出の1,773万5千円の減でございますが、これは主に人件費及び委託料等の執行残の整理に伴うものでございます。資本的支出の2億7,466万9千円の増額の内訳は、人件費、執行残の整理及び企業債償還金3億2,130万4千円を計上しております。これは、地方公営企業を対象に平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、財政融資資金等について繰上げ償還を行い、公営企業償還繰上げ償還金を計上するものであります。このうち旧資金運用資金年利7%以上が1億3,949万円と公営企業金融公庫資金年利6%以上が1億8,181万4千円であります。次に、産炭地域小水系用水道事業会計の補正予算でございますが、これは決算見込に伴うものであります。収益的収入及び支出で、それぞれ5万7千円の増額を行っております。次に、下水道事業会計の補正予算でございますが、収益的支出の消費税還付金1,032万2千円の増額は、平成18年度の補助事業費2億6,148万9千円の繰越に伴い総額するものであります。収益的支出の6,940万1千円の減額は、人件費及び執行残の整理に伴うものでございます。次に、資本的収入の7億3,710万円の増額は、水道事業会計と同様に臨時特例措置として、財政融資資金等について繰上げ償還を行い、その財源として公営企業借換え債を計上するものであります。旧資金運用資金年利7%以上に対する借換え債3億2,530万円と公営企業金融公庫年利5%以上に対する借換え債4億1,180万円であります。資本的支出は、

人件費の整理及び先ほど述べました繰上げ償還金7億3,864万7千円の増額で、旧資金運用資金年利7%以上が3億2,602万4千円と、公営企業金融公庫資金年利5%以上が4億1,262万3千円であります。以上、簡単ではございますが、各企業会計の補正予算の概要説明を終わります。

○ 病院局事務長

市立穎田病院事業会計について説明をさせていただきます。今回の補正は、決算見込を調整するとともに、来年4月の民間移譲に向けての準備を行うものでございます。収益的収入における主なものといたしまして、医療収益で入院収益を9,734万9千円、入院外収益を1億2,412万5千円を減額補正するとともに、医療外収益では4億2,000万円を一般会計から他会計補助金として事業廃止に伴います打ち切り決算用の資金不足対応分として繰り入れまして合計で1億9,852万7千円を増額するものでございます。収益的支出の主なものといたしまして、病院事業費用で給与費を1,896万8千円の減、それから材料費4,476万5千円の減等の変更を行い合計で6,163万8千円を減額補正するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 病院老人ホーム対策室主幹

10ページをお願いいたします。市立病院事業会計に係ります補正予算につきまして、ご説明をいたします。筑豊労災病院の移譲にあたりまして、労働者健康福祉機構との協議によりまして、予算の条文を追加するものでございます。第5条に重要な資産の取得といたしまして、土地、病院敷地、3万8,839.64㎡、これは無償譲渡となっております。建物、病院他1万8,974.54㎡延べ床面積となっております。器具備品等についましては、医療機器等のほかで822品、そのうち無償譲渡3品を含むものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 総務課長

引き続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。「議案第131号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本市の観光振興に関して、その指針となる基本計画を策定するに当たり、調査審議をさせるため、附属機関として「観光振興基本計画策定委員会」を設置するものでございます。「議案第132号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、介護サービス事業者の指定更新制度の導入に伴い、指定地域密着型サービス事業者等の指定、指定更新に係る申請手数料を新たに徴収するもので、新規指定を22,000円、指定更新を15,000円と定めるものでございます。「議案第133号 飯塚市長崎街道内野宿ふれあい館条例を廃止する条例」につきましては、長崎街道内野宿ふれあい館を観光施設としての活用を図っていくため、今年度限りで廃止するものでございます。「議案第134号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきましては、筑穂保育所について定員を来年度から40名減とし、鯉田保育所について保育所民営化のため来年度限りで廃止し、穎田第1と穎田第2保育所を統合し21年度から穎田保育所を設置するものでございます。「議案第135号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、子育て支援策の一環として、来年度から通院治療に係る医療費の公費負担を就学前まで拡充するものでございます。「議案第136号 飯塚市穎田高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例」につきましては、指定管理者による管理を促進するため、来年度から穎田高齢者福祉センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金とし、併せて大広間、娯楽室の占用利用を廃止するものでございます。2ページをお願いいたします。「議案第137号 飯塚市穎田老人憩いの家条例の一部を改正する条例」につきましても、来年度から穎田老人憩いの家の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金とするものでございます。「議案第138号 飯塚市集会所及び生活館条

例の一部を改正する条例」につきましては、老朽化等により栗尾、氷屋、大坪集会所を今年度限りで廃止するものでございます。「議案第 139 号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例」につきましては、飯塚市立穎田病院について民間への譲渡に伴い今年度限りで廃止し、飯塚市立病院について来年度設置に伴い管理運営に係る規定を整備し、その利用に係る料金、手数料を利用料金として指定管理者に収受させるものでございます。「議案第 140 号 飯塚市養護老人ホーム条例を廃止する条例」につきましては、養護老人ホーム「愛生苑」について、民間への無償貸与に伴い今年度限りで廃止するものでございます。「議案第 141 号 財産の取得について」につきましては、飯塚方面隊第 3 分団、穂波方面隊第 2 分団に消防ポンプ自動車 2 台を買い替え、配備するもので、取得価格 2,289 万円、契約の相手方は愛知ポンプ工業株式会社でございます。「議案第 142 号 財産の取得について」につきましては、国指定史跡鹿毛馬神籠石保存整備、公園化事業用地として、国、県の補助を受けて、土地を取得するもので、面積は 58,519 m<sup>2</sup>、価格は取得済みの土地の立木分を含め 1 億 2,976 万 198 円でございます。3 ページをお願いいたします。「議案第 143 号 訴えの提起について」につきましては、新産業創出支援センターの育成支援室等の使用料を納入せず、利用許可期間満了後も明渡しに応じない滞納者に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に明渡し等の請求訴訟を提起するものでございます。議案第 144 号から第 146 号までの 3 件の「指定管理者の指定について」につきましては、来年度から、飯塚市文化会館について 3 株式会社、1 有限会社で構成するツールリーグループに 5 年間、忠隈住民センターについて飯塚市シルバー人材センターに 3 年間、内野宿友遊館長崎屋について内野ふるさと創生会に 1 年間、指定管理者として管理運営させることについて議決を求めるものでございます。「議案第 147 号 市道路線の認定について」につきましては、開発に伴う 1 路線を市道として認定しようとするものでございます。

○ 総務部長

つづきまして、人事議案についてご説明いたします。議案第 148 号の人事議案につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員 1 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。4 ページをお願いいたします。報告第 31 号から第 36 号までの 6 件の報告でございますが、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償、公務上の車両損傷事故に係る損害賠償 2 件、交通事故に係る損害賠償、5 ページの市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解の申立てにつきまして、専決処分を行いましたので、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。議案第 134 号、議案書の 11 ページにあります。飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例です。この中で、12 ページあるいは 13 ページに渡りますが、13 ページ分かりやすいですね。新旧対照表、飯塚市立鯉田保育所を廃止し、説明によりますと民営化すると、市立保育所としては平成 21 年 3 月 31 日限りという内容が含まれております。この点について、確かに公立保育所運営検討委員会が 10 月 15 日に市長に対して答申をしております。本日が 11 月 22 日なのですが、この答申に基づいて僅か一ヶ月で議案上程ということになるわけですけど、どうしてこんなに急ぐのか理由をお聞かせください。

○ 児童社会福祉部長

答申後、一ヶ月で条例案を提案するのは、性急すぎるのではないかとということでございますけど、議員もご承知のとおり保育所の通常保育関係につきましては、次世代育成支援対策行動計画の中に規定されております。現在の計画、合併前ですけども、飯塚市と 4 町で平成 16 年

中にこの計画を策定いたしております。合併後、5冊の計画であったものですから、昨年8月1日に約235の次世代の計画、子育て支援等の計画を統合するために昨年8月1日に次世代支援推進委員会の審議会を立ち上げて審査を行い、あわせて9月1日から公立保育所のあり方についての専門部会を立ち上げ、その専門部会の提言書として今年の1月になりますけど、公立保育所の役割、大きく3点の提言を受けております。1点目が公立保育所の役割、保育サービスの質と量の向上ですね。2点目が施設の老朽化等に伴うところの統廃合についての対応。3点目が民間活力の導入、民営化の方向性が提言されたわけです。そこらへんのところは、随時議会の方にも報告をさせていただいた中で、これを受けて具体的に統廃合、民営化、サービスの向上等についての諮問をお願いするために、今年の6月4日に公立保育所運営検討委員会を立ち上げたなかで、答申を10月の15日に市長の方に答申を受け、今日その統廃合民営化に伴うところの関係条例、または補正予算案を上程しておるところでございます。ご承知のとおり旧飯塚におきまして、横田保育所を平成17年度に民営化いたしております。その時のスケジュールが、だいたい8ヶ月の予定で民営化をおこなわせていただいております。今回につきましては、保護者、住民のみなさん等への周知期間を十分確保したいというところで、約1年半、21年の4月に民営化実施になるものですから、そういうところで何も性急に民営化についてのご提案をお願いしておるということではないというふうに担当部としては認識いたしております。

○ 川上委員

10月15日に答申が出て、厚生文教委員会にあなた方は報告したでしょ、18日に。それまで答申書は議員にも渡さなかったね。10月22日に1回目の保護者説明会に市長が行かれたでしょう。歓迎する声は無かったですね。大変困ったと、驚いたと、反対だと言う声が相次いだでしょう。そこであなた方がどう考えたか分かりませんが、11月9日に2回目の説明会をされましたね。市長は、それには出席しなかった。20日ぐらい経っているわけですが、歓迎する声は無い。反対と、アンケートを市は採らないのかと、市は採らないと、大変不信をあなた方はかっているわけです。続いて11月16日に住民説明会がありましたね。あなた方はどういう位置付けでやったか分からないけども、出席は私が数えたところ私も含めて13人です。歓迎の声はほとんど無かったですね。こういう状況の中で、担当部が今答弁があったように、特段急いだとは思わないと言っているわけです。横田保育所のことを言われましたけど、横田保育所のやり方も非常に性急でした。しかし、それと比べても極めて異常ですよ。横田の場合は、2004年の6月ですよ。最初に保護者に3役が説明に行ったのが。そして議案上程したのは、12月でしょう。周知期間をとるために早くやったとかいうようなニュアンスの答弁だけど、早く決めて後で周知したいというのは解せないですね。保護者にとっては、正式に市から説明されたのは22日ですよ。今日は、11月22日ですから、本当に一ヶ月ですよ。それで保護者のみなさん、地域のみなさんがみな同意納得歓迎してるんだったら別ですよ。困った困ったと言われてるじゃないですか、反対だと。何故こんなに急ぐのかというのは、先ほどの説明を聞いても分からない。市長の方で、お考えがあるんじゃないですか、急ぐ理由を聞かせてください。

○ 児童社会福祉部長

質問委員にご指摘いただいておりますけれども、質問委員も公立保育所の運営検討委員会、非常に傍聴にもお見えいただいて、議員先頭に立っての住民に対する、今回の問題に対するPR、啓発、精力的に、現在もチラシの配布とか分かりやすい本の、冊子の配布、保護者に対する働きかけ、十分やっていただいております。お蔭様で、保護者に対する啓発も非常に進んでおります。颯田の統合の問題につきましては、非常に理解いただいておりますけど、私もちょっとびっくりしましたのは、質問議員も今月の16日の鯉田公民館での住民説明会、お見えい

ただいております。玄関のところで、署名とチラシ配りをさせていただいて、私は少なくとも100名くらいは出席者あるんじゃないかなという思いでしましたら、議員も含めて19名の出席者でありました。確かに、議員も非常に反対の意見を言っていただきました。発言された方が6名です。そのうちで、反対ありきが2名、2名の方は内容の説明、確認と子育て支援策をもっともっと充実してほしいと、それと後半に飯塚市に転入する予定でと、公民館報で民営化の説明会開催があったから、公立と私立どういったものだろうかということで今日の説明会には出席させていただいたと、今日いろいろ保育所のあり方、サービス面、公立と私立との説明を聞く限りで、非常に私立もいいなと、保育サービスは公立であろうが私立であろうが基本的には変わらないと、私は非常に今日の説明会に来て良かったと思いますと、基本的には、私立の方に入れさせたいと、一番最後に言われた男性の保護者の方、まだ出産はしておらんけどもというような意味で、少なくとも賛成とまでも言いません、ただご理解をさせていただくというのが私は一番と思います。民営化反対ありきということじゃありません。児童福祉法の規定にあるように、何も公立だから私立だからという規定は一切ありません。そのところを川上議員も今まで一生懸命がんばっておられると思います。今後とも私どもは一生懸命、川上議員をはじめご理解出来ておられない方々に対しては、誠心誠意説明を続けていくとともに、一番懸念しておりますのは民営化に伴いまして公立の職員の保育士、これが一応引き上げます。横田保育所の時は、臨時職員が一人だけ残ったケースはありました。今回につきましては、だいたい鯉田保育所の場合が保育士の数が20名程度は必要かとは思っております、少なくとも10名の臨時職員を1年前から、今現在も引き続いておりますので、この臨時職員をそのまま民営化を受けられる法人に引き続き雇用していただき、お子さん、保護者の不安、とまどいを少しでもすくなくなるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

ここは、議運の場ですので、議案の内容について立ち入って今聞いているつもりはないわけです。先ほどから聞いておるのは、何故こんなに急ぐのかを聞いてるわけです。答弁が無いですね。その中で、私のことについて言われましたけど、16日の住民説明会で私が反対先でありきで発言されたというふうに言われるんだけど、私があの方に聞いたのは、答申書を最終的にまとめる10月12日、提出する最後の検討委員会で検討委員5名のうち委員長を除いて市民からの委員が3人鯉田保育所を民営化対象とすると意見を述べられて、児童社会福祉部長則松氏が、飯塚東保育所だと言われた。重大な意見の違いがあったにも関わらず、議論がなかった。委員長が、鯉田保育所が大勢ですから、これでいいですねと4人同意した。そういうふうにして、この鯉田保育所が決まった。それで先ほどから部長がワザと私の質問、見解というか、違ったように言われているようですけど、私が聞いておるのは民営化全般ではなくって、今は市立鯉田保育所、そういう部分としてはあなたも参加して決めたものをどうしてこんなに急いで議案上程しなければならんのかということを聞いてるわけですよ。答えられないんでしょうから、市長の方で答えていただけませんか。

○ 児童社会福祉部長

質問委員も言われておりますように、この委員会は議会運営委員会であります。本会議、委員会で質問を受ける時間は十分あるかと思っておりますので、その中で是非ともご質問いただいた中で、答弁をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 10:35

再開 10:40

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

先ほども答弁しましたように、期間の性急とか時間をかけ過ぎるというのは、あたと私の見解の相違ですよ。(呼ぶ声あり)失礼しました。質問委員の見解とは異なっております。

○ 川上委員

委員の中からの休憩中の野次のおりの答弁というのは、けしからないと私は思うんですね。先ほどから言ったように、答申が10月15日で保護者に対する説明が10月22日、2回目が11月19日、状況から言えば到底保護者の納得、理解は得られてない。むしろ、不安とか疑問とか反対の声も強い。そういう状況の中で、こんなに急いで上程するのはおかしいと思うんですね。しかし、あなた方はその理由について明確な答弁をしきらない。市長も答弁に立たない。ちょっとおかしいという事を指摘して質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 道祖委員

代理で来て質問するのは何かと思っておりますけれど、ご説明をお聞きして、ちょっと分からない点がありましたので、お尋ねいたします。学校給食の事業の特別会計ですね。歳出の部分で、給食賄材料費増というふうになってますね、784万5千円ですか。これは、賄いは給食費で賄っておると思っておるんですけれど、784万5千円はどこからのお金になるんですか。

○ 財政課長

担当部が参っておりませんので、財政課の方で説明させていただきます。歳入の中で全年度繰越金ということで、819万5千円計上いたしておりますが、このうち賄材料に係る分ということで、下に記載してありますように784万5千円は、繰越金の財源で給食費に相当する分ということで計上させていただいております。

○ 道祖委員

特別会計が出来て1年で、決算委員会の中で指摘があったように、収入未済額が約1,500万くらいあったというふうに記憶しておりますけれど、内訳というのは給食費の未納ということですよ。私が気にしているのは、一般会計からの繰入金金が645万くらいありますけど、そういうやつが賄費の方に、繰越しと言いつつも賄費の方に回っておるのか、回っていないのか、いないならいないで結構ですし、今後も回さないという考えなのかどうか、と申しますのは、機能もテレビで横浜の方の諸々の値上げで給食が二日感止めるとか報道されておりました。一番心配しているのは、給食費の未納の状態では賄費が賄えないと、賄い材料費が賄えないからそこに一般会計を投入するという事にならないようにするべきだと考えますので、そのところが問題ないのかどうか確認させていただきたいんです。

○ 教育部長

ご質問の一般会計繰入金645万6千円、この分については賄い材料費に持って行くものではございません。この分については、管理上の経費というようなものになっておりますので、決してまわるものではありません。賄い材料費は、給食費で賄っておりますので。

○ 道祖委員

分かりました。是非、その点だけ間違いのないように運営していただきたいと思っております。それと、ちょっと関連ということでお尋ねしたいんですが。児童育成課児童クラブ運営等委託料の増、ここに入所児童数が155人増になりましたということであつたわけですが、国の所管の方では、児童クラブの入所の基準が目安として示されておりますけれど、そういうことから考えていったときに、問題が無いように対応されているのかどうかだけ確認させていた

だきたいと思います。

○ 児童社会福祉部長

厚生労働省の方が、今まで児童クラブ事業について基本的には国の基準というのがありませんでした。それで先月だったと思いますけど、厚労省の方が、放課後児童クラブ事業に関するところのガイドラインが出ております。内容的には、14項目の方向性が出た中で、一番大きな問題になりますのが、受入児童数ですね。40名が一番ベストであろうと、平成22年の4月からは、70人以上の場合は補助の対象になりませんというような方向性が出ております。飯塚市といたしましても、昨年と比べまして児童クラブの入所者数が質問議員言われますように155名増えております。5年前と比べましたら、500名くらい増えておるという状況になっております。どうしても70人とかいう子どもの受入人数にした場合に、人件費、どうしてもかさんでくることもございますので、今後児童育成課におけますところの大きな問題として今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○ 道祖委員

国の指針が出ておりますので、今担当部長がおっしゃったように補助金の問題も出てきておりますので、保護者が心配しないように今後対応よろしく願いいたします。続いて、議案第144号について、指定管理者の指定について（飯塚市文化会館）、これは3株式会社1有限会社のところに、おまかせするということだと思いますが、こういうグループで取り組むというのは、今まで無かったものでお尋ねいたしますが、各会社ですね、3株式会社1有限会社の主な業務等、どういった業務をやられてグループで応募されたのか、その点についてお尋ねします。

○ 文化課長

このトールツリーグループという会社でございますけど、代表団体としまして株式会社ケーミックスという会社が代表となっております。このケーミックスにつきましては、地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の管理運営業務、それからコンサート、演劇等の興行、カルチャー教室の経営、ビルメンテナンス、運営サービス等に関する業務等々をやっている会社で、東京に本社を置きまして資本金1億円、常勤の会員数が982人という会社で、平成13年度からは公共施設の官庁業務や自主事業企画制作業務の提携を開始して、平成19年5月1日現在で、千葉県の南総文化ホール、木更津市市民会館、喜久総合文化会館の3施設の指定管理者となっております。それから、文化施設の自主事業を担当をいたしております。それから、サンライフという会社につきましては、建物及び関連施設の総合管理メンテナンスに関する事業や警備業などを主な業務としておりまして、福岡市に本社を置き資本金5,000万円、会員数148名をかかえまして、キャナルシティ博多、博多リバレイン、グランドハイアット福岡、リバーウォーク北九州など20箇所以上で業務を実施中あるいは実施しております。それから、有限会社筑豊美装につきましては、建物の総合管理業務として清掃管理を主体とする会社で、本社は飯塚市に置きまして、資本金600万円、会員数46名をかかえまして遠賀川工事事務所をはじめ飯塚市、嘉麻市の官公庁の建物清掃業務を担当をいたしております。それから、株式会社東京舞台照明大阪につきましては、演劇、舞台、音楽コンサート等の照明プランニング、照明操作、展示会、イベントクラブハウス等の照明デザイン・施工、劇場・ホール等の管理運営業務を主な事業とする会社で、本社を大阪市に置きまして、資本金3,000万円、会員数67名をかかえて様々なイベントやコンサート、それから北九州芸術劇場や宗像ユリックスで事業を展開をいたしております。それぞれが、それぞれに分野で、ケーミックスでは文化施設のマネジメント、自主文化事業の実施、サンライフが施設設備の管理部門の業務、筑豊美装がビルメンテナンスいわゆる清掃等の部門を担当すると、東京舞台照明大阪が舞台照明業務の部門を担当するというようなことになっております。



○ 道祖委員

委員長にお尋ねしますが、今お尋ねしてご答弁いただいて、どんな会社か分かったわけですが、今まで指定管理者になってたのは、だいたい地元の企業になって、だいたい業務の内容等は理解出来てたんです。だから、議会運営委員会の中における説明資料等は求めてきておりませんが、またそれは各委員会の中で、所管の委員会の中で資料として提出され審議されてきてるとは思いますが、このようになじみの無い会社がこういう指定管理者、特にこのようなグループでということになったときに、やはり議会運営委員会の参考資料として今説明あったような内容について参考資料として添付することが今後必要ではないかと私は思いますけれど、委員長としてはどのようにお思いでしょうか。

○ 委員長

その点については、執行部と今後検討して、付けられるものは付けるようなかたちでやっていきたいと思っておりますので、そのような取り計らいでよろしいですか。

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議事課長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第112号は総務委員会に、113号から115号までの3件は、いずれも厚生文教委員会に、116号は総務委員会に、117号は市民経済委員会に、118号は厚生文教委員会に、119号及び120号は、市民経済委員会に、121号は建設委員会に、122号及び123号は、市民経済委員会に、124号及び125号は、厚生文教委員会に、126号から128号までの3件は、いずれも建設委員会に、129号及び130号は、厚生文教委員会に、131号は市民経済委員会に、132号から137号までの6件は、いずれも厚生文教委員会に、138号は総務委員会に、139号及び140号は、厚生文教委員会に、141号は総務委員会に、142号は厚生文教委員会に、143号は市民経済委員会に、144号及び145号は、厚生文教委員会に、146号は市民経済委員会に、147号は建設委員会にそれぞれ付託していただいております。次に人事議案であります議案第148号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明、委員会付託省略を諮ったのちに質疑、討論、採決としていただいております。最後に、報告事項第31号から36号までの6件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配付しております「平成19年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、11月30日から12月18日までの19日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

次に、質問及び質疑通告、ならびに意見書(案)、請願の追加の提出期限について事務局に説明させます。

○ 議事課長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、12月3日(月)の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切りは、12月6日(木)午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。質問及び質疑通告、ならびに意見書(案)請願の追加の提出期限については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、質問及び質疑通告、ならびに意見書(案)請願の追加の提出期限については、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の議会運営委員会は、12月10日(月)の本会議終了後に開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。